

## 統計審議会答申

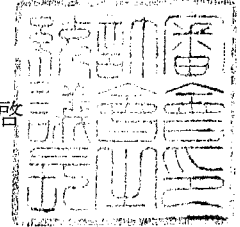
- 諮問第 293 号の答申  
「平成 16 年に実施される全国消費実態調査の計画について」  
(統審議第 1 号 平成 16 年 1 月 16 日) . . . . . 1
  
- 諮問第 259 号の答申  
「平成 11 年に実施される全国消費実態調査の計画について」  
(統審議第 5 号 平成 11 年 2 月 19 日) . . . . . 4



統 審 議 第 1 号  
平成16年1月16日

総 務 大 臣  
麻 生 太 郎 殿

統計審議会会長  
竹 内 啓



諮問第293号の答申

平成16年に実施される全国消費実態調査の計画について

総務省は、平成16年に実施を予定している全国消費実態調査（指定統計第97号を作成するための調査）について、高齢化及び情報化の進展等を踏まえ、家計の実態をよりの確に把握するため、調査事項の変更等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、統計需要への的確な対応、結果精度の確保等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

#### 記

#### 1 今回の調査計画

##### (1) 調査事項の変更

##### ア 家計簿B（11月用）

今回調査で用いられる7種類の調査票（「家計簿A（9月、10月用）」、「家計簿B（11月用）」、「耐久財等調査票」、「年収・貯蓄等調査票」、「世帯票」、「家計簿C」、「個人収支簿」）のうち、家計簿B（11月用）については、情報化の進展等を踏まえ、通信販売の内訳として「インターネット」を追加する計画である。

これについては、IT関連機器の普及に伴いインターネットを介した商品の売上が活発になっていることから、適当である。

なお、「通信販売（インターネット）」について、報告者が正しく回答できるよう、記入の手引等で分かりやすく説明する必要がある。

##### イ 年収・貯蓄等調査票

年収・貯蓄等調査票については、「金投資口座・金貯蓄口座」を廃止することを計画している。

これについては、前回調査の結果ほとんど回答がなく、「その他」に含めて把握しても結果に大きな影響を与えないことから、適当である。

##### ウ 世帯票

世帯票については、①これまで単独で把握していた「勤務状態」（普通、パートの別）を「就業・非就業の別」の「就業」と統合し、内訳を「うちパート・アルバイト」とする、②在学者の学校の種別において別々に把握していた「保

育所」と「幼稚園」を「幼稚園・保育所」に統合する、③要介護者のいる世帯における家計の実態を明らかにするため、要介護認定者の有無を把握する、④集計結果への需要を勘案し、「耕地面積」及び「入居時期（持ち家以外）」を廃止することを計画している。

①については、これまで就業時間で把握することを意図していた「パート」に職場の呼称である「アルバイト」を加えることで、報告者の混乱を招きかねないことから、「就業」の内訳から「アルバイト」を除き、「うちパート」のみとすることが適当である。

②については、本調査事項が、少子化対策における貴重なデータとなり得ると考えられることから、引き続き区分して把握することが、適当である。

なお、「大学」については、大学院や短期大学等も含まれることから、報告者が的確に回答できるよう、「大学等」とすることが適当であり、「大学等」の範囲を記入の手引等で明確にする必要がある。

③については、高齢化の進展を踏まえ、家族の中で「要介護」と認定されている者の有無を把握することは適当であるが、報告者が的確に回答できるよう設問を工夫するとともに、家族の定義や要介護の範囲について記入の手引等で明確にする必要がある。

④については、「耕地面積」を廃止することは、報告者負担の軽減等の観点から適当であるが、「入居時期（持ち家以外）」は、5年ごとの住宅建設計画の策定時における住宅費負担率の検討等に活用されていることから、引き続き調査することが適当である。

## (2) 調査票様式の新設、変更等

調査票様式については、新たに乙調査で使用する調査票様式として、家計簿Cを新設することを計画している。

これについては、従来、甲調査の家計簿Aを使用していたが、乙調査においては使用しない欄が多いため、報告者の負担を考慮したものであり、適当である。

また、家計簿A及びBにおいて、「口座自動振替による支払」における「公共料金等の支払」、「クレジットカード、月賦、掛買いの支払」の統合及び支払内訳欄の記載項目の追加・変更を行うとともに、前回調査で別々に把握していた「収入及び収入からの控除」、「現金支出」の統合等を計画している。

これらについては、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施の観点から適当である。

しかし、生命保険・損害保険等の保険料についても、多数の世帯が口座自動振替による支払をしていると考えられることから、支払内訳欄の記載項目として追加することが適当である。

## (3) 標本設計の変更

標本設計については、二人以上の世帯については標本数を約400世帯縮減し、単身世帯については、30人以上の寮・寄宿舎に居住する単身世帯の標本数を約300世帯縮減する一方、これ以外の単身世帯の標本数を約300世帯増加することを計画している。

これについては、30人以上の寮・寄宿舎に居住する世帯が減少していること等状況の変化を踏まえ、前回調査と同規模の標本数を確保することを目標に標本設

計を行った結果であり、適当である。

## 2 今後の課題

本調査は、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費水準及び構造等の家計の実態を明らかにする重要な調査である一方、報告者にとっては、3か月間にわたり日々家計簿に記帳しなければならないほか、家計の資産等も調査されるなど、負担の重い調査となっている。

これに加えて、昼間不在世帯の増加、オートロックマンションの普及等により、若年単身世帯を中心として調査対象世帯への面接が困難となつてきており、実査を担う地方公共団体及び統計調査員の負担も増大していることから、実査の現状を把握した上で、必要に応じ試験調査を実施することを含め、調査方法の見直しを検討する必要がある。

さらに、本調査の実施予定年度である平成 21 年度は平成 16 年度と同様大規模周期統計調査がふくそうすることを受けて、大規模周期統計調査について簡素・合理化を図ることとし、その具体化に向け、調査規模、調査方法等を検討するとともに、実施時期の調整の検討を行うことが求められている。

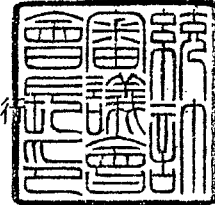
このため、全国消費実態調査の今後の在り方については、単身世帯を始めとした調査方法の見直し等の具体的な検討を行う場を、調査実施部局において平成 16 年 7 月までに設置し、その中で平成 16 年調査の実施状況の分析・評価と併せて検討を行う必要がある。



統 審 議 第 5 号  
平成11年2月19日

総 務 庁 長 官  
太 田 誠 一 殿

統 計 審 議 会 会 長  
溝 口 敏 行



諮問第259号の答申  
平成11年に実施される全国消費実態調査の計画について

総務庁は、平成11年に実施される全国消費実態調査（指定統計第97号を作成するための調査）について、平成6年調査の「こづかい帳」に代えて、「個人収支簿」による調査の実施、標本設計の見直し、調査事項の簡素化等を行うことを計画している。

本審議会は、本調査の重要性にかんがみ、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」を踏まえ、今回調査の計画全般について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 個人収支簿

総務庁は、世帯構成員の個人的な収入及び支出の実態を把握するため、平成6年調査の「こづかい帳」に代えて、「個人収支簿」による調査を計画している。これについては、「こづかい帳」では把握が困難な家計の個別化の実態を収支両面にわたってよりの確に把握するとともに、「家計簿」による世帯全体の家計収支の結果を補完するものと評価できる。

なお、「個人収支簿」に係る調査は、家計調査（指定統計第56号を作成するための調査）を終了した世帯に対して実施されるものであり、家計調査を補完する調査と考えられることから、集計結果については、少なくとも家計調査年報において、その所在を明らかにしておく必要がある。また、調査結果の有効な活用を図るため、「個人収支簿」に係る調査と家計調査との一体的な集計を行う必要がある。

(2) 標本設計

標本設計については、単身世帯の標本数を平成6年調査と比べ約300世帯追加し、約5,000世帯とするものの、調査全体の標本数は前回調査と同規模の約60,000世帯とする計画である。これについては、近年、急激に増加している単身世帯に関する結果精度の向上が図られるとともに、報告者負担及び実査機関の事務負担の抑制という要請にもこたえるものであり、おおむね妥当と認められる。



なお、全国消費実態調査については、当初抽出された世帯について調査協力が得られなかった場合、代替標本の選定が行われているが、結果精度を検証するため、代替標本による結果の偏りの評価を継続的に行う必要がある。

### (3) 調査事項

調査事項については、平成6年調査において「住宅・宅地・年収・貯蓄等調査票」で把握していた現住居以外の住宅・土地資産に関する事項を「世帯票」に移すことにより、「世帯票」において住宅・土地資産を一括して調査する計画である。また、年収・貯蓄、家計資産等の実態をよりの確に把握するための調査事項を追加し、高齢者世帯の家計収支行動に影響を与える要因を明らかにする結果表等を作成する一方で、耐久財の対象品目の削減、「家計簿」の現金支出欄の固定品目の追加等を行う計画である。これについては、調査全体としての報告者負担の抑制に配慮しつつ、全国消費実態調査に対する多様なデータニーズへの対応及び結果精度の向上が図られるものであることから、おおむね妥当と認められる。

しかしながら、今回の調査計画で耐久財の対象品目外となっている「ファクシミリ」については、普及率、家計における通信費の実態等を勘案し、その把握について検討する必要がある。

### (4) 調査への協力確保のための方策

全国消費実態調査は、消費構造に関する詳細な地域別データを提供する一方で、報告者にかなりの負担を強いる調査であり、調査協力の確保が重要な課題となっている。このようなことから、報告者の協力を確保し、調査事務の円滑な実施を図るため、多様なメディアを活用し、調査対象地区に対して重点的な広報活動を行うことにより調査の周知に努めるとともに、地域別結果を分かりやすく解説した資料を作成し、提供することが望まれる。

## 2 今後の課題

我が国経済の低迷が続く中で、全国消費実態調査など報告者が日々家計簿を記入する調査については、家計消費の動向及び構造を明らかにするというデータニーズが高まる一方で、プライバシー意識の高まり、オートロックマンション等閉鎖的な建築物の増加等による調査環境の変化により調査への協力が低下し、調査の現場では所定の標本数を確保していくことが極めて困難となってきている。しかも、この問題については、今後、更に深刻化するものと見込まれる。

このため、全国消費実態調査については、その重要性にかんがみ、調査方法等を抜本的に見直す時期に来ていると考えられ、その見直しを検討する枠組みを早期に設定する必要がある。その中で、次回調査の円滑な実施を図る観点から、例えば、思い出し方式の導入による「家計簿」の記入期間の短縮化、一部の標本へのモニター（自発的調査協力者）の採用等について具体的に検討する必要がある。それに合わせ、次回調査における「個人収支簿」に係る調査については、家計の個別化の実態を世帯の家計収支等と関連付けて明らかにするため、全国消費実態調査全体としての報告者負担を抑制しつつ、標本数の追加、全国消費実態調査の標本世帯に対する実施等について検討する必要がある。